

**「安全安心なまちづくりの日」「全国地域安全運動」
～みんなで築こう 安全で安心な大地～**

! 「安全安心なまちづくりの日」
令和6年10月11日(金)

「安全・安心なまちづくりの日」とは？

「安全安心なまちづくりの日」は、国民の防犯に対する意識と理解を深めることを通じて犯罪に強い社会の実現を目指すことを目的としています。

! 「全国地域安全運動」
令和6年10月11日(金)～10月20日(日)

■運動重点(全国統一)

- * 子供と女性の犯罪被害防止
- * 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- * 自転車盗、万引きの被害防止

～安全安心なまちづくりのために～

■子供と女性の犯罪被害防止

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり等の日常生活を行い“ながら”防犯を意識して子供や周囲の方々を見守る「ながら見守り」活動へのご協力をお願いします。また、不審者等を発見した際は、速やかに通報するようお願いいたします。

■特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

SNS、電話、メールなどで「投資等のもうけ話」や「トラブルに巻き込まれた話」を相手からされたときは詐欺を疑い、すぐに連絡を絶って家族や警察(警察相談専用ダイヤル#9110)にご相談ください。

「闇バイト」「即金」という言葉がありますが、これはアルバイトの募集ではなく「犯罪実行者」の募集であり、これらの犯罪で被害を受ける人がいます。絶対に応募してはいけません。

■自転車盗、万引きの被害防止

自転車の盗難被害が全国的に増加しています。自転車を停める際はツーロック(鍵を2つかける)を徹底し盗難を防ぎましょう。また、自転車防犯登録を行うと、盗難被害に遭った際に自転車が還ってくる可能性が高くなります。一度登録すると、20年間有効となりますので、自転車を利用する際は忘れずに登録をお願いいたします。

万引きは窃盗罪であり、決して軽い罪ではありません。捕まるのを免れようと相手に暴力を振った場合は事後強盗罪、さらに怪我をさせた場合は強盗致傷罪となります。万引きによるお店の被害は甚大です。「万引きはしない、させない、許さない」をみんなで徹底しましょう。

問 留萌警察署警務課 **☎** 42-0110

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

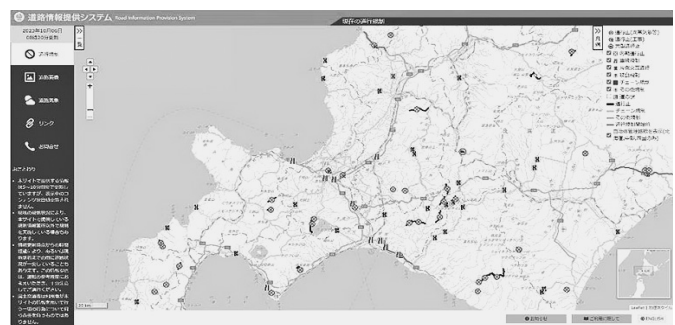
土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

対象面積	都市計画区域外	1万㎡以上
	市街化区域外 ※町内では該当区域なし	2千㎡以上
	市街化区域以外の都市計画区域内 ※町内では該当区域なし	5千㎡以上
届出者	土地の権利取得者(買主等)	
届出期限	契約締結日から2週間以内 ※提出期限が過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。	
届出書類 各3部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地売買等届出書 ・土地売買等契約書の写し ・土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面 ・土地の形状を明らかにした図面 ・委任状(代理人が届出をする場合) 	
罰則	届出をしないと法律で罰せられることがあります	

問申 企画振興課企画振興係 **☎** 56-2111

道路情報メール配信サービスとSNSについて

■道路情報提供システム(Webページ)



「道路情報提供システム(Webページ)」では、北海道内の道路(国道・道道)の通行止め情報や、国道のカメラ画像等を提供しています。

また、「メール配信サービス」では、北海道内の国道の通行止め情報を提供しており、配信においては任意での国道路線・区間の絞り込み選択、配信のタイミングを設定することが可能ですので、ぜひご利用ください。

問 北海道開発局留萌開発建設部道路防災推進官 **☎** 42-2313

■メール配信サービス

